昨年の３月 20 日に新柳川市が誕生してちょうど１年が経ちましたが、このたび３月６日から 27 日までの 22 日間の日程で平成 18 年第１回定例議会が開催され、平成 18 年度予算をはじめ、31 議案が審議されました。この１年の議論のなかで、旧１市２町の行政運営、市民サービスの違いには驚かされましたが、そういったものをいかに無駄を省きながら統一していくのか、その最前線で具体的作業を担っている各担当職員の皆さんのご苦労も多かったと思います。そして、その作業の結果を含め、石田市長のリーダーシップがいかに発揮されたのかが問われる議会となりました。以下、私の感想も含め主なものをご報告いたします。

柳川市議会議員
佐々木創主

佐々木創主議会報告

平成 18 年第１回定例議会　会期：3 月 6 日～27 日

○平成 17 年度一般会計補正予算が全員賛成で可決しました

第 6 号補正額：880 千円
第 7 号補正額：－652,100 千円
最終的平成 17 年度一般会計予算額：30,700,280 千円

第 6 号はピアス問題に関し住民訴訟が行われているための弁護士費用。

第 7 号は、年度末にあたり事業費の確定などに伴う予算調整のためのもので、主なものは柳川駅東部土地区画整理事業費が用地交渉や移転補償費の交渉不調などにより 234,068 千円減額、都市計画道路三橋筑紫橋線事業費が用地交渉の遅れや住民との合意ができないなどの理由で 86,875 千円の減額、生活保護費 50,693 千円の減額、消防費が出張所建設の入札残などにより 59,140 千円の減額、市職員退職手当組合負担金 41,055 千円の追加、四平公民館建設補助金 2,174 千円などです。

また、PFI 事業導入支援業務委託料（市町村型合併浄化槽設置の導入費用）6,300 千円、沖端の公衆トイレ設置費用 15,000 千円などは翌年度へ繰り越されました。

平成 17 年度末時点での、市債（市の借金）残高は 32,519,043 千円となり前年度末(見込)と比べ約 27 億円増えています。

最終的な平成 17 年度一般会計予算額は 30,700,280 千円となりましたが、合併時に作られた新市建設計画の財政計画での平成 17 年度予算額 25,741,000 千円と比べ約 50 億円も多くなっています。合併前の１市２町の平成１６年度決算合計額、歳入：31,230,531 千円、歳出：30,427,028 千円とほぼ同じ額となります。合併による経費削減効果のもっとも大きなものは人件費ですが、その効果は１年では期待できませんし、市民サービス、補助金など旧１市２町の格差は合併後２年間の間に調整するとなっています。平成 17 年度に関して言えば合併前とほぼ同じ予算執行にならざるをえなかったということで、予算に関し合併の効果はあまり出ていないということになります。

○平成 17 年度国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計の補正予算が決まりました

国民健康保険特別会計は、前年度の医療費確定による補正で、24,014 千円追加され予算総額 8,903,416 千円となりました。

下水道事業特別会計は、平成 16 年度繰越金確定などにより 21,536 千円追加され、予算総額 1,570,542 千円となりました。

○柳川市役所の組織が一部変わることになりました

今年 4 月から住民福祉のニーズの多角化、今後の産業振興などに対応するため市役所の組織が一部変わることになりました。詳細は、市報をご覧ください。

○平成 18 年度一般会計予算が賛成多数で可決しました

予算総額 27,995,000 千円（歳入・歳出とも）

予算審議は、私が所属します総務委員会全員と建設、産業経済、教育民生の各委員会から 2 名の合計 20 名で構成される予算審査特別委員会で詳細審議されました。

以下の表に歳入、歳出を項目別に示しておりますが、まず**歳入**では、**市税**が国の恒久減税の縮小や老年者控除の廃止などにより **2.4%増**、**国の三位一体の改革**により**地方譲与税**は国からの税源移譲で **29.6%増**、**地方交付税は 10.8%減**、**国庫支出金・県支出金**も生活保護・児童手当・障害者手当などの補助率削減により **3.4%減・9.7%減**となっています。その**不足分を基金（市の貯金）からの繰り入れ(20.1%増)と地方債(市の借金、25.5%増)**に頼った形となっています。なお、地方債のうち **2,304,100 千円は合併特例債**を活用しており、主なものは、駅東部区画整理事業 599,500 千円、共同調理場建設 548,000 千円、小学校建設に約 2.7 億円などですが、約 9 億円は道路整備、水路整備に活用されています。また、合併特例債の活用予定額は 130 億円ですが、平成 17 年度とあわせ 2 年間で約 57 億円使うことになります。

歳出では、**人件費**は 10 月からの議員定数減（53 から 30）、職員数減（570 から 554）、職員の給料が国家公務員の制度改正に合わせ 4.8%引き下げ、調整手当ての廃止などにより **3.1%減**となっています。**扶助費**は介護保険事業費の増加、児童手当制度の拡充（児童手当が小学 3 年までから 6 年までとなる）、保育園・幼稚園児保育補助金（第 3 子も補助）拡充などにより **3.1%増**、また、**建設事業費**は柳川駅東部区画整理事業の本格化、藤吉小学校・皿垣小学校の改築、旧柳川中学校給食のための調理場建設などにより **12.4%増**となっています。

歳入予算

（単位：千円）

	平成 18 年度		平成 17 年度	比較
	予算額	構成比	予算額	
市税	5,978,495	21.4	5,839,157	139,338
地方譲与税	873,305	3.1	674,000	199,305
利子割交付金	22,000	0.1	28,000	−6,000
配当割交付金	9,000	0.0	14,000	−5,000
株式譲渡所得割交付金	11,000	0.0	6,000	5,000
地方消費税交付金	680,000	2.4	680,000	0
自動車取得税交付金	22,000	0.8	24,000	−2,000
地方特例交付金	174,000	0.6	195,000	−21,000
地方交付税	8,100,000	28.9	8,320,000	−220,000
交通安全対策交付金	18,500	0.1	18,247	253
分担金・負担金	452,916	1.6	471,031	−18,115
使用料・手数料	357,496	1.3	366,961	−9,465
国庫支出金	3,658,237	13.1	3,786,347	−128,110
県支出金	2,054,841	7.4	2,275,402	−220,561
財産収入	34,301	0.1	34,468	−167
寄附金	3	0.0	3	0
繰入金	997,080	3.6	830,146	166,934
繰越金	150,000	0.5	150,000	0
諸収入	427,026	1.5	381,938	45,088
地方債	3,776,800	13.5	3,010,300	766,500
合計	27,995,000		27,321,000	674,000

歳出予算

（単位：千円）

	平成 18 年度		平成 17 年度	比較
	予算額	構成比	予算額	
人件費	5,416,762	19.3%	5,589,877	−173,115
物件費	2,860,930	10.2%	2,926,383	−65,453
維持補修費	207,365	0.7%	203,419	3,946
扶助費	5,222,846	18.7%	5,064,469	158,377
補助費	2,272,364	8.1%	2,288,241	−15,877
公債費	2,952,509	10.5%	2,994,407	−41,898
積立金	30	0.0%	40	−10
投資及び出資金	125,192	0.4%	85,974	39,218
貸付金	222,944	0.8%	222,944	0
繰出金	2,509,576	9.0%	2,427,141	82,435
普通建設事業費	6,204,482	22.2%	5,518,105	686,377
補助事業	2,369,011	8.5%	2,343,391	25,620
単独事業	3,098,958	11.1%	2,439,858	659,100
国直轄事業負担金			5,000	−5,000
県営事業負担金	736,513	2.6%	729,856	6,657
他団体事業負担金				0
受託事業費				0
合計	27,995,000		27,321,000	674,000

全体的に見てみますと予算規模は平成 17 年度と比較して 674,000 千円増加しております。市税の増加が見込めないなか、国からの地方交付税・補助金の減額が続いていきます。合併時の財政計画によ

りますと 10 年後の平成 26 年の予算額は 220 億となっています。市民サービスが低下することなく無駄な支出をなくしていかなければなりません。しかし今回の予算で、特別職の報酬の旧 1 市 2 町の格差是正、各種団体への補助金の見直しが行われておりますが、報酬や補助金、団体からの地域支部への配分金などを高いほうへ合わせたり、せっかく無報酬でやっていたものもあったにも関わらず報酬のあるほうに合わせたりしているものもありました。また、ソーラーボート大会補助金をなくしたように、やりやすいものだけ手をつけたという感じもします。これから歳入の減額傾向が続いていくなか、こういった機会に、そういったものを市民の皆さんにご理解いただく努力をし、断行してかなくならないはずです。しかし、市民に関わる反発の強い分野では、執行部のリーダーシップが発揮されなかったということになると思います。

反面、市民会館と歴史民族資料館の管理費は指定管理者制度を導入したため、削減効果をあげています。また、物品購入費、市の庁舎をはじめ公共施設のエレベーターや空調施設などの管理費など、毎年恒常的に発生するものについて、別々の契約ではなくある程度まとめたところで契約すればかなりの経費削減につながるはずです。

現在、マスタープラン、行財政改革、補助金、議員報酬について、市民の代表で構成される各協議会で、その内容や見直しについて検討されており、この 9 月にもその意見が取りまとめられ議会に提案されます。また、旧 1 市 2 の慣行的予算配分の見直しも行わなくてはなりません。市民の皆さんに痛みを伴うものも少なくありません。そのためには市長の強い意志とリーダーシップが求められます。同時に議員もしっかりとそのことを理解したうえで議会で議論しなければなりません。そして何より市民の皆さんの理解と協力なくして行財政改革の実現はありないと思います。

各種基金の状況

（単位千円）

名　　称	平成 16 年度末現在高	平成 17 年度末現在高	平成 18 年度繰入額
財政調整基金	2,224,223	2,667,181	480,000
減債基金	496,227	496,227	
柳川地域振興基金	886,592	888,652	210,840
大和地域振興基金	620,000	646,089	106,240
三橋地域振興基金	1,830,000	1,778,110	150,000
三橋商工会館建設助成基金	1	1	
一般廃棄物処理施設及び整備基金	524,329	424,329	50,000
まちづくり振興基金		2,469,000	
合　　計	6,581,372	9,369,589	997,080

この表は、柳川市の各基金（市の貯金）の状況ですが、平成 18 年度は財政調整基金が財政調整のため、**柳川振興基金**は共同調理場建設費に 200,000 千円などに、**大和地域振興基金**が漁業団地建設事業費に 70,000 千円、皿垣小学校大規模改修費に 20,000 千円などに、**三橋地域振興基金**が駅東部区画整理事業に 100,000 千円、藤吉小学校校舎建設事業費に 50,000 千円などに繰り入れられます。

地域振興基金は、合併前に旧 1 市 2 町それぞれが持っていた基金ですが、学校・公民館建設などその地域の振興費にだけ使うことが出来るとされています。それぞれの残額の格差は、これまでの学校や公民館などの整備状況の格差と考えてもいいでしょう。

また、今回の議会で、地域振興基金の残額がもっとも多い旧三橋町の議員から、地域振興基金の使い方については、議員と事前に相談のうえ決めるべきとの強い要請がありました。

○その他各特別会計予算が成立しました

△平成 18 年度国民健康保険特別会計予算

予算総額は歳入歳出とも 8,928,000 千円。

歳入の主なものは、健康保険税 2,480,180 千円、国庫支出金 3,163,668 千円、療養給付費等交付金 1,571,717 千円、県支出金 477,161 千円、繰入金 861,229 千円などです。

歳出は、人件費などの総務費 130,416 千円、保険給付費 6,351,051 千円、老人保健拠出金 1,644,893 千円、介護給付金 464,067 千円などです。

△平成 18 年度老人保健特別会計予算

予算総額は歳入歳出とも 9,064,000 千円。

歳入の主なものは、支払基金交付金 4,865,203 千円、国庫支出金 2,770,814 千円、県支出金 692,702 千円、一般会計繰入金 714,113 千円などです。

歳出は、事務費などの総務費 19,493 千円、医療諸費 9,043,081 千円などです。

△平成 18 年度下水道事業特別会計

予算総額は歳入歳出とも 1,684,219 千円。

歳入の主なものは、分担金（受益者負担金）17,584 千円、使用料 62,662 千円、国庫支出金 405,980 千円、市債 691,400 千円、繰入金 491637 千円などです。

歳出は、下水道費（工事費など）1,212,544 千円、公債費（借金の返済費）466,083 千円などです。

△平成 18 年度水道事業特別会計

収益的収入及び支出

事業収益（水道料金など）1,393,691 千円

事業費用 1,447,185 千円、主なものは受水費 459,262 千円、減価償却費 300373 千円、工事請負費 121,054 千円、人件費 106419 千円支払利息 171,035 千円などです。

資本的収入及び支出

収入 483684 千円で、主なものは企業債 194,000 千円、工事負担金 128,830 千円、出資金 89,852 千円、国庫補助金 71,000 千円などです。

支出は、工事請負費 486,170 千円、企業債償還金 287,275 千円などで、合計 809,246 千円となり、不足分 325,562 千円は留保資金などで補填されます。

○柳川市安全・安心まちづくり条例ができました

これは、平成 15 年 6 月から旧 1 市 2 町で安心安全まちづくり協議会を立ち上げて、毎週金曜日の見回り活動を中心に行ってきた活動が、犯罪・事故・火災などの防止抑制に大きな成果をあげていましたが、今年度で終了したため、条例を制定して市を中心として更に推進していこうというものです。

○国の国民保護法を受け、関係条例が整備されました

平成 16 年に制定された「国民保護法」を受け、第 3 国から武力攻撃を受けたり、テロが発生した場合を想定し、市の対策本部設置や市の国民保護計画を策定する協議会を立ち上げるものです。

具体的には、市の対策本部は本部長を始め対策本部組織とそれぞれの役割を規定しています。協議会は、自衛官や専門家を委員として非常時における市の役目である情報伝達、避難誘導、救援援護などに関する計画の素案を策定します。

○障害者の福祉サービスが変わることになりました

国が昨年 10 月に制定した「障害者自立支援法」により、国の制度、障害区分により格差があったものが、市で一元化され、障害者福祉サービスが変わることになりました。

具体的には、まずこれまで障害者認定は市の職員が直接行ってきましたが、今後、福祉サービスを利用するには専門家で構成される市の認定審査会の認定が必要となります。サービスも介護給付、訓練等給付、地域生活支援に大きく大別されることになります。各サービスの利用者負担については、所得に応じ上限額が設けられており、施設利用には減免制度などもあります。また、医療制度は精神・身体・育成と別々であったものが、一元化されることになります。詳細については、福祉事務所までお問い合わせください。

○人権擁護委員に有明町の山田茂氏（72 歳）が選任されました。

○柳川駅東部土地区画整理事業について

この事業は、合併前の三橋町で平成 14 年 7 月に事業が開始されたものです。

事業概要

施行期間：平成 14 年～24 年

総事業費：9,612,000 千円

対象面積：約 26.3ha

内容

西鉄の線路から東地域（旧三橋町）の活性化を目的として、柳川駅東口を設置（西鉄）し、駅東口広場やアクセス道路の整備、有明沿岸道路の用地確保を目的として、地権者から土地の 24.92%ずつを供出してもらい用地を確保し、区画整理を行い、柳川の東の玄関口としてふさわしい街並みを整備しようとするものです。

○旧県南女性センターについて

昨年、市と議会混乱の一因となった同施設ですが、昨年 9 月プール部分だけを活用するということで決着し、一部解体工事が行われていました。その工事もほぼ終了し、今年の 2 月 7 日に県からの譲渡契約が締結され、柳川市の所有となりました。平成 18 年度予算で、施設の改修費などの設計監理委託料（4,000 千円）が計上され、早速 4 月から調査・設計、6 月議会で改修費が議会に提案され議決した後、改修工事が行われ、10 月からオープンの予定となります。また、名称も柳川市民温水プール（仮称）となりました。

この建物にはプール以外に 1 階に大広間、2 階には会議室、調理室、和室があります。執行部から、団体での研修など多目的にも使用できるように 2 階も含め浴室（閉鎖）以外はすべて活用したいとの意向が示されました。また、市長からは、スイミング関連に限定した使用方法ではなく、健康づくりや各種団体への開放も示唆されました。しかし、反市長会派議員から、昨年の合意ではプールと関連した更衣室など 1 階部分だけの使用ということになっており、2 階部分の使用には同意できない、市長の既成事実を作ったうえのなし崩し策であり、市長の約束違反との意見もありましたが、結果的に、執行部案に譲歩し 2 階の活用についても前向きに検討するということになりました。議会最終日に執行部から 2 階部分も活用した案がいくつか示されましたが、結論はでませんでした。しかし、私は、せっかく残った施設ですから施設全体を市民の皆さんが有効に活用できるようにすべきだと思います。

議会最終日の対立

昨年の市長選後の市長派会派とそれに呼応した反市長派会派の立ち上げに始まる市長および市長派議員と反市長派議員の対立は、石田市長誕生後の初議会であった 6 月議会で、県南女性センター問題、監査委員否決、市長任期条例否決で形となって現れました。また、旧大和町のピアスアライズ社の跡地購入問題で石田市長を相手に訴訟が起こされ、議会でもその調査を行う 100 条委員会が反市長派議員を中心に設置され、現在も続いています。

そして今回の議会の一般質問で、市長派議員より旧柳川市の柳川ホテル跡地購入について問題があるとの質問があり、警察の捜査も報告されました。そして、最終日に市長派議員から、この問題について 100 条委員会設置の動議が出されましたが、結果的には否決されました。私はピアスアライズ問題のとき同様反対いたしました。この問題については、旧執行部の提案の仕方、購入のいきさつ、購入価格決定など不審な点もありますが、旧柳川市議会で了承済みのことです。ましてや、警察が動くということは、この問題を掘り起こした誰かが、情報を提供し、捜査を要請しているということです。昨年来のことへの報復行為なのか、今更何のためにこんなことをするのか、こんな応酬の仕合いをしたところで何になるのでしょうか。全く情けない思いで、議会を終えることになりました。

新柳川市 1 年を振り返って

この 1 年を振り返りますと、私達旧 1 市 2 町の 53 名の議員は 1 年 7 ヶ月の在任特例期間の適用を受け、そのまま新市の議員となり、4 月に行われた市長選で前大和町長の石田宝蔵氏が新市の舵取り役を任されました。そして、7 月の定例議会で、新市の予算が提案され本格的なスタートを切るはずでしたが、

議会開催を前に会派が結成され、市長および市長派議員と反市長派議員との対立の中での船出となってしまいました。皆が新柳川市誕生を喜び、明日の故郷柳川の姿を期待する中、波乱の船出となりました。この間マスタープラン、行財政改革、補助金改正などの具体的な検討も始まりましたが、その対立が、県南女性センター問題、ピアス問題など具体的な問題として浮上し、市政運営に、新しい柳川創りに少なからぬ影響を及ぼしていることも事実だと思います。そういう中、私は無所属議員として、市民の目線で粛々と是々非々の姿勢で働いてきたつもりです。難しい決断を迫られることもありました。ぶれそうになることもありました。しかし、ご支援いただいている皆様のご声援、励ましが何より大きな力となって、そういう局面、この１年を乗り切ることが出来ました。ここに改めて御礼申し上げますと共に、今後も宜しくお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 28 日
柳川市議会議員
佐々木創主

TEL:0944-75-6057
FAX:0944-75-6058
MAIL:dauble.s@nifty.com

○保険プランナーからの一口メモ

今回は**相続**に関し法定相続についてお話したいと思います。

相続は、被相続人（亡くなった人）の一切の権利・義務を相続人が受け継ぐものですが、その**相続財産**には預貯金、有価証券、不動産、商品・家財などの動産、賃貸などに関する権利、その他各種債権などの**積極財産**と借金や債務などの**消極財産**があり、系譜や仏壇仏具、墓などの祭祀財産は相続財産からはずし慣習に従って先祖の祭祀を主催すべき者が承継することとされています。

相続の仕方として、遺言によって相続分を指定する**指定相続**と民法の規定によって相続分が定まる**法定相続**があります。

法定相続の場合、配偶者と子は常に相続人となります。また、親や兄弟姉妹は子がない場合に限り相続人となります。**相続割合**は、**配偶者と子**の場合、**配偶者が１/２で子も１/２と**なり、子が複数の場合子の人数で均等割りとなります。子が相続時点で亡くなっている場合は、**孫**が相続の権利を有することになります。また、子がおらず**配偶者と親**だけの場合は、**配偶者が２/３、親が１/３**となります。子がおらず**配偶者と兄弟姉妹**だけの場合、**配偶者３/４、兄弟姉妹１/４**となります。

また、相続人が生前贈与を受けた場合などは、その贈与分を加えた額が相続財産となり、それを法定相続の割合で分割し、贈与を受けた者はそこから贈与額を差し引いた分が相続額となります。また、被相続人の事業に尽力したり、療養看護など特別に寄与した相続人には、その寄与した分を加味することとされています。

相続人がいるかいないか明らかでない場合、家庭裁判所は相続財産管理人を選任し、その旨の公告をします。相続人が現れない場合で、内縁の妻、事実上の養子、療養看護に努めた者などの特別縁故者からの申し立てによって財産の全部または一部を与えることができると民法は規定しています。相続人が現れず特別縁故者からの申し立てがなかった場合、相続財産は国庫に帰属することになります。

東京海上日動火災保険㈱
東京海上日動あんしん生命保険㈱
保険プランナー　佐々木創主